

**震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準および  
復旧技術指針講習会（全構造編）「会場講習」**

主催：（一社）兵庫県建築士事務所協会、（一社）日本建築士事務所協会連合会

地震発生後の被災建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が実施され、その後、被災建築物の所有者からの依頼により、被災建築物の再使用の可能性や、復旧するための被災度区分判定及び復旧業務の迅速な実施が重要となります。

被災度区分判定は、地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者が当該建築物の沈下、傾斜および構造躯体の損傷状況から被災建築物の耐震性能を推定し、継続使用のための復旧の要否とその程度を建築士事務所の業務として判定するものです。本講習会は、震災建築物の被災度区分判定および復旧に伴う設計・工事監理を行うことのできる建築士事務所を育成することを目的としています。

今般、2015年の標記講習テキストの大幅な改訂による講習会の実施より5年が経過したことにより、2015年版講習会テキスト発行後の知見や改訂時に対応できなかった課題を別冊資料としてまとめ、これらをテキストとして、本講習会を実施することといたしました。

なお、受講修了者のうち希望する建築士には（一財）日本建築防災協会より技術者証（有料・カード式）が発行され、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定復旧技術者名簿」に掲載されます。

また、その建築士を有する建築士事務所で、希望する建築士事務所を対象に建築士事務所名簿を作成して都道府県に提出すると共に、（一財）日本建築防災協会のホームページに掲載し、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の建築士事務所（建築士）の検索、協力要請等の資料として活用します。

\* 技術者証の発行は、建築士資格を有する者に限ります。

\* 建築士事務所名簿への掲載は、技術者証発行希望者を有する建築士事務所となります。

**平成28年度講習を受講し、技術者証を申請した方は令和4年3月末が有効期間満了となります。技術者証及び技術者名簿の更新をご希望の場合は本講習会を受講のうえ、申請が必要となります。**

記

主催：（一社）兵庫県建築士事務所協会、（一社）日本建築士事務所協会連合会

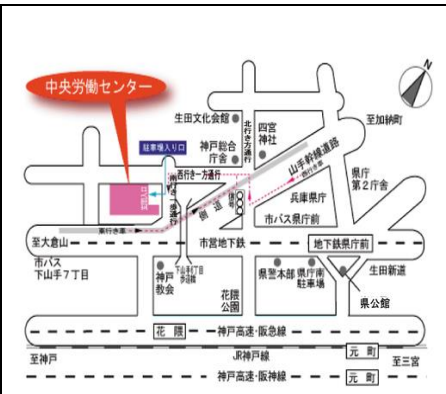
共催：（一財）日本建築防災協会

後援：兵庫県、（公社）日本建築士会連合会、（公社）日本建築家協会

1) 受講対象

建築士事務所に所属する1級・2級・木造建築士、建築および防災関係の行政職員

2) 講習日・定員・会場

<b>開催日時</b>	令和4年2月9日(水) 9:50～16:10(受付9:30～)	
<b>会場</b>	兵庫県中央労働センター 201号室 神戸市中央区下山手通六丁目3番28号 電話:078-341-2271 最寄駅:神戸市営地下鉄 県庁前駅 (西3番出口から徒歩5～7分)	
<b>定員</b>	60名(定員になり次第締め切ります)	
<b>申込受付期間</b>	令和3年12月6日(月) ～令和4年1月14日(金)	

3) 申込方法および受講までの流れ

①受講代金（受講料、全構造編テキスト代(希望者のみ)、技術者証発行手数料(希望者のみ))を下記口座のいずれかへお振り込みください。※一旦納付した受講代金は返還致しません。

<受講料+全構造編テキスト代+技術者発行手数料を全て申し込む場合の金額>  
 当会会員 21,170円(税込)  
 一般 25,250円(税込)

【内 訳】

受講料 (別冊資料代を含む)	当会会員 12,150円	一般 16,230円
全構造編テキスト代	7,920円 (希望者のみ)	
技術者証発行手数料	1,100円 (希望者のみ)	

【振込先】

ゆうちょ銀行 郵便振替口座番号 01140-7-72695  
 三井住友銀行 兵庫県庁出張所 普通預金 口座番号 3251105  
 口座名義 一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会  
 ※振込手数料は申込者各自でご負担ください。  
 ※金融機関発行の受領証を受講代金領収書に代えさせていただきます。

②以下の書類を当協会へFAXして下さい(FAX番号：078-371-7913)。

- (1) 受講申込書(会場講習用)
- (2) 受講券 ※受講券には必ず写真を貼付して下さい。

③申込み受付後、受付印と受付番号を記入した受講券をFAXにて返信します。  
※講習会当日には、受付番号が記載された受講券(受付後FAX返信されたもの)と、写真貼付の受講券(原本)の両方を必ずご持参下さい。

- ④講習会当日に以下のものをご持参下さい。
- (1) 受講券 (上記の2種類)
  - (2) 全構造編テキスト (お持ちの場合)
  - (3) 技術者証申込書 (希望者のみ) ※写真1枚をクリップ止めしてご提出下さい。
  - (4) 技術事務所名簿掲載申込書 (希望事務所のみ)
  - (5) 筆記用具等

4) プログラム(予定) ※DVDによる講習です。

時間割	講習内容	時間
9:30 ~ 9:50	受付	20分
9:50 ~ 10:00	開会挨拶・受講説明	10分
10:00 ~ 10:20	被災度区分判定の考え方	20分
10:20 ~ 10:30	休憩	10分
10:30 ~ 12:00	木造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	90分
12:00 ~ 13:00	昼休憩	60分
13:00 ~ 14:30	鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	90分
14:30 ~ 14:40	休憩	10分
14:40 ~ 16:10	鉄骨造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	90分

5) テキストおよびテキスト代

【全構造編テキスト】

※すでにお持ちの方は購入の必要はありませんが、講習では内容に触れますので受講時には必ずご持参下さい(申込時に要・不要を選択してください)。  
 2015年改訂版再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針 7,920円(税込)

6) 震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証(カード式)の発行

本講習を受講修了された建築士で希望者には、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」(カード式)(有効期間5年・令和9年3月31日まで)発行し、「技術者名簿」に掲載します。希望者は、「技術者証申込書(別紙1)」、写真1枚(6ヶ月以内に撮影、幅25mm・高さ35mm)と発行手数料(実費)として1,100円(税込)が別途必要になります。技術者証は、講習修了後2ヶ月程で(一財)日本建築防災協会から送付します。

#### 7) 震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術事務所名簿の掲載

技術者証の発行希望者を有する建築士事務所は、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」（以下、「復旧技術事務所名簿」）の掲載を申し込むことができます。この技術事務所名簿は、（一財）日本建築防災協会ホームページ上で公開し、本会（兵庫県建築士事務所協会）から兵庫県に送付します。都道府県等が地震被災後の被災者の住宅・建築物相談及び建築物の被災度区分判定を実施する際に活用されます。希望事務所は、「技術事務所名簿掲載申込書（別紙2）」が必要になります。なお、掲載料は不要です。

※復旧技術事務所名簿の掲載申込は、技術者証発行者が対象となります。

#### 8) お問い合わせ（申込先）

（一社）兵庫県建築士事務所協会 事務局

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目9番18号 古河ビル4F

TEL : 078-351-6779 FAX : 078-371-7913

E-mail : info@hyogo-aaf.org